

セミナー・勉強会のご案内

企業向けセミナー

『手遅れになる前の入退社トラブル対応セミナー』

日 時 令和7年 2月 13日(木) 14:00~16:00 《受付開始》13:30より

場 所 三甲大阪本町ビル3階

〒541-0053 大阪府大阪市中央区本町2丁目3-8

社労士向け勉強会

『3号業務に必要な「民法」の知識～何が修正されている?』

日 時 令和7年 3月 6日(木) 15:00~17:00 《受付開始》14:30より

場 所 三甲大阪本町ビル3階

〒541-0053 大阪府大阪市中央区本町2丁目3-8

《講師紹介》



弁護士 谷川 安徳

《経歴》
平成11年3月
立命館大学大学院法学研究科博士
前期課程修了
司法修習:54期
平成13年10月弁護士登録
(大阪弁護士会)

《役職等》
民事調停官
(大阪地方裁判所H22.10~H24.9)
吹田市開発審査会・建築審査会 委員
(R3.4~) 等



弁護士 德田 聖也

《経歴》
平成18年3月
同志社大学文学部卒業
平成21年3月
立命館大学法科大学院修了
司法修習:新63期
平成22年12月弁護士登録
(大阪弁護士会)

《講演歴》
介護事業所向けセミナー
「必ず役に立つ相続・後見セミナー」
融資を受けやすい事業計画書
作成セミナー



HP

弊所では、企業経営で必要となる情報や、弊所セミナーの開催情報を、定期的にメールマガジンで配信しております。

会社経営において、法的リスクから守り、経営を盤石にする視点でお送りをさせていただいております。

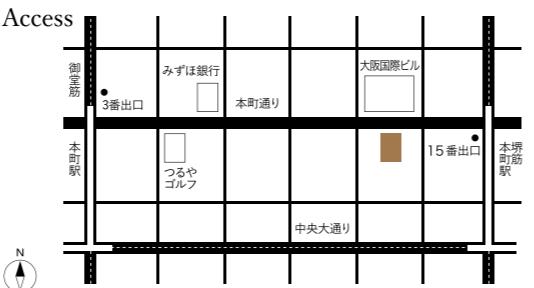
右記のQRコードよりご登録をいただき、御社の健全な事業活動の発展にお役立ていただけますと幸いです。

●発行

グロース法律事務所

弁護士 谷川 安徳
弁護士 德田 聖也

〒541-0053
大阪市中央区本町2丁目3番8号 三甲大阪本町ビル10階
TEL 06-4708-6202 FAX 06-4708-6203



【無料】
30名限定
1社2名まで



時代を切り開くすべての経営者のために

News Letter

グロース法律事務所 ニュースレター

2025年
1月号



皆様におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

いよいよ、「いのち輝く未来社会のデザイン」というテーマのもと、大阪・関西万博が開催される年になりました。AIやバイオテクノロジー等の科学技術の発展等の変化に直面する中で、参加者一人一人に対し、自らにとって「幸福な生き方とは何か」を正面から問う、初めての万博とされています。

法律に目を向けてみると、「AIと法」は、既存の法律の考え方を大きく変え、また、全く想定もしていなかった問題を提起しています。

例えば、交通事故を例にとりますと、昨今自動運転技術が急速に発展してきましたが、従来は、事故は人間が起こすものであり、車両を操る人間の故意・過失が問われてきました。しかし、仮にAIによって運転が制御され、人間は乗るだけという車両が生まれた場合において、その車両で交通事故が生じた場合、その過失は誰の過失になるでしょうか。AIを学習させた人であるのか、プログラミングをした人であるのか、車両製造メーカーなのか、それとも同乗している人間であるのか。AIの刑事責任にも関係する難題の一つです。

あるいは、著作権に目を向けてみます。著作物とは著作権法において「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学术、美術又は音

楽の範囲に属するもの」と定義されています。では、仮にAIが人間の何らかの操作を加えず、自動的に優れた小説を作り出した場合、その小説は著作物といえるかが問題となります。今の法律の解釈では、おそらくAI小説は「思想又は感情」に基づくものではないため、著作物と認めることは難しいよう

に思います。しかし、それをひとまず措いた場合、誰に著作権があるかというのは、先ほどの交通事故の場合と同様、難題の一つになります。

昨今、SNSの普及、匿名性・秘密性の高い連絡手段が一般人でも用いることが可能となった背景もあり、いわゆる闇バイトによる凶悪犯罪が増大しました。

このような時代のうねりを見るとき、自らにとって「幸福な生き方とは何か」を「いのち」をテーマにして考える大阪・関西万博は、大変大きな意義をもっているように思います。ニュースでは、とかく経済的な効果損失のみを取り上げられることが多いですが、この大阪・関西万博が、経済効果をもたらすだけではなく、万博の事業目的を実際に達成できたと実感できるような万博になることを心から祈念しています。

2025年 元旦



グロース法律事務所
弁護士 谷川 安徳
弁護士 德田 聖也

《昨年の弊所のセミナー等開催実績のご紹介》

昨年多くの企業向けセミナー、社会保険労務士の先生方との勉強会を開催させていただきました。大変多くの皆様にご参加いただきありがとうございました。近時は、社労士向け勉強会であることをご承知の上で、勉強のために参加したいという企業のご担当者がいらっしゃったり、逆に企業向けセミナーに社労士の先生方ご参加いただくことも増えて参りました。弊所では、セミナー・勉強会毎に獲得目標を設定し、伝え方なども工夫して準備を行なっています。

弊所にとりましても、大変重要な研鑽の機会になっております。今後も無料セミナーにこだわりながら、ご参加いただく皆様にとって有意義なセミナー・勉強会になるよう努めています。

また、当職は昨年は大阪府社労士会、滋賀県社労士会において、いくつかの研修講師をご担当させていただく機会を頂戴致しました。貴重なご縁をいただきましたことに改めて感謝申し上げます。

seminar in 2024

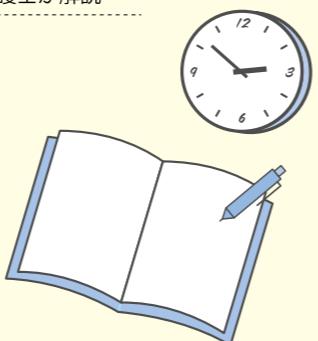
企業向けセミナー

- 2月29日 一箇条ずつ読み解く契約書セミナー
- 5月29日 中小企業における少数株主対応セミナー
- 8月22日 カスハラ・メンタル不調社員対応の実務セミナー
- 11月14日 その広告そのHPの知らない落とし穴



社労士勉強

- 3月21日 一箇条ずつ読み解く契約書セミナー ~業務委託契約書を基に弁護士が解説~
- 6月13日 問題社員対応についての3号業務の事前準備セミナー
- 9月26日 使用者にアドバイスすべき労務問題のトクスクリプト
- 12月12日 2024年を振り返る社労士勉強会総まとめ



社会保険労務士会研修講師(弁護士谷川安徳)

- 1月30日 「社労士業務と知らず知らずの非弁行為について」(大阪府社労士会)
～増加する労務相談!弁護士法72条違反にならないために社労士が注意すること、顧客満足度を高めるための弁護士との協働ポイント～
- 9月5日 クライアントとの「業務委託契約書」について(大阪府社労士会)
- 12月10日 依頼者との「業務委託契約書」について(大阪府社労士会大阪南支部)
- 2月27日 「企業を守るために従業員から取得しておくべき契約書・誓約書」(滋賀県社労士会湖南支部)
～顧客企業の労務管理に役立てる書式、秘密保持義務・競業避免義務を中心に～
- 11月26日 「ハラスメント相談窓口の実務」(滋賀県社労士会)

法律コラム

フリーランス取引適正化法の施行

弁護士 谷川 安徳

2024年11月1日より、フリーランスとの取引の適正化等を目的とした特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(通称フリーランス取引適正化法)が施行されました。

発注事業者の義務や禁止行為が定められており、下請法と同様、独占禁止法のように時間を要する個別具体的な事実認定ではなく、禁止行為等を明確に定めることにより、これに反する取引を定型的に規制することに法適用の意義があります。

■ 主な義務内容等

- (1) 取引条件の明示
- (2) 報酬支払期日の設定・期日内支払
- (3) 発注者の禁止行為
- (4) 募集情報の的確表示
- (5) 育児介護等と業務の両立に対する配慮
- (6) ハラスメント対策に係る体制整備
- (7) 中途解除等の事前予告・理由開示

フリーランスは、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省に対して、発注事業者にフリーランス取引適正化

法違反と思われる行為があった場合には、その旨を申し出ることができます。この場合、行政機関は、その申出の内容に応じて、報告微収・立入検査といった調査を行い、発注事業者に対して指導・助言のほか、勧告を行い、勧告に従わない場合には命令・公表をすることができます。また、命令違反には50万円以下の罰金があります。先ほどのとおり、定型的な枠をはめて規制することに意義のある法律ですのでくれぐれもご留意下さい。

上記(1)～(7)は、発注事業者が満たす要件に応じて適用される内容が異なります。義務や禁止行為等の詳細は、リーフレット等で広く公表されていますので、ご参照いただければと思います。

■ 公正取引委員会

https://www.jftc.go.jp/freelancelaw_2024

■ 中小企業庁

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/download/freelance/law_03.pdf

等



人と人とのつながりを大切に、
一つの束になって、
高みを目指し、成長する。

Masaya
Tokuda

Yannovi
Taniwawa

徳田 聖也

谷川 安徳

現在、初回のご相談はご来所いただける方に限り無料とさせていただいております。
(企業の法務問題のご相談に限らせていただきます)

TEL.06-4708-6202

受付時間 / 9:30～17:30
定休日 / 土・日・祝